

「宮城・山形の連携に関する基本構想」策定の趣旨

1. 策定の背景と目的

(1) 宮城・山形の交流・連携をめぐるこれまでの動き

平成10年に、「新・全国総合開発計画～21世紀の国土のグランドデザイン～」が策定され、一極一軸集中型から多軸型の国土構造への転換を進めるための戦略的な施策として、「地域連携軸の展開」が示されました。

宮城・山形両県では、東北横断自動車道酒田線の整備進展を背景に、県境を越えた住民の日常的な交流や経済活動などが着実に拡大し、仙台市を中心とする仙台都市圏と山形市を中心とする山形都市圏による一体的な都市圏（以下「仙台・山形都市圏」という。）の形成が進んできました。

これらの動きに対応して、平成8年度には、両県の官民による宮城・山形地域連携推進会議が設置され、シンポジウムの開催をはじめ、両県の連携促進に向けた機運の醸成などの取組が進められてきました。

近年では、自動車関連産業や情報通信産業の集積促進、広域観光の推進、県境地域の交流促進など、さまざまな分野での交流・連携が活発に展開されています。

(2) 宮城・山形を取り巻く環境の変化

こうした中で、両県を取り巻く環境は大きく変化しています。

人口減少社会の到来

我が国が本格的な人口減少社会へ移行し、宮城・山形両県においても今後さらに人口減少が進行すると見込まれます。

労働力人口の減少や国内市場の縮小による経済成長力の低下に相まって、地域社会の活力減退が懸念される中で、自律的な発展を可能とする新しい社会経済システムを構築することが求められています。

大競争時代の到来

社会経済のグローバル化が一層進展するなかで、経済的な自立と活性化を図っていくため、スケールメリットを発揮して国内外との競争で優位に立てる、広域的な経済圏域を新たに形成していくことが求められています。

環境の時代の幕開け

環境問題の深刻化や資源・エネルギーの制約、人々の自然志向・健康志向の高まりを背景に、自然との調和や資源の循環を重視した持続的に発展する社会の構築が求められています。

こうした中で、豊かな自然環境や良好な生活環境を保全・創造するとともに、責任を持って次の世代に継承していくことが求められています。

地方分権の進展

地方分権の進展や道州制の本格的な検討の開始、国と地方の協働による新しい国土計画制度の導入などにみられるように、分権型社会の形成に向けた動きは着実に進展しています。

真の地方自治、あるべき分権型社会の実現に向けた国への働きかけなどを行いつつ、自立した地域づくりに向けて地域自らの選択と責任に基づく主体的な取組を進めていくことが求められています。

一方で、地方財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、従来のように全ての分野に行政投資を行うことが難しくなっていることから、両県が持つ地域特性や地域資源の効果的かつ効率的な活用を図るために、両県間においては、協力・協働にとどまらず、さらに補完や分担といった観点からも、より一層の連携を進めていく必要があります。

両県間の交流・連携の拡大

高速交通網の発達等に伴い住民の生活行動範囲がますます拡大しており、特に仙台・山形都市圏では通勤・通学を含めた生活圏の一体化がさらに進んでいます。

こうした中で、両県民の暮らしの安全・安心の確保や良好な生活環境づくりなど、県境にとらわれない広域的な視点に立った取組を進めていくことがますます重要になっています。

(3) 宮城・山形の交流・連携を新たなステージへ

「宮城・山形の連携に関する基本構想」は、宮城・山形両県を取り巻くこのような環境変化を踏まえつつ、分権型社会にふさわしい真に自立した地域社会の形成に向けて両県が目指すべき圏域の将来像とその実現に向けた取組の方向性を共有化するために策定するものです。

両県は、本構想に基づき、事業の共同実施や役割分担・機能分担によって行政投資の効率化を図りつつ、それぞれの有する地域資源やポテンシャルを磨き合い、相互に補完・共有化し、圏域の発展を図ります。

また、両県の異なる魅力や資源を融合して新たな価値を生み出すなど、多様で実効性の高い連携を進めていきます。

さらには、両県はもとより、新潟県を含む東北7県で構成される広域ブロックとしての東北圏域が、国内他圏域や東アジアをはじめとする世界において確固たる存在を示すことができるよう、両県の連携強化を核として、高次の都市機能や学術研究機能、国際機能、交流基盤機能などの中枢機能の集積・強化を進め、東北圏域全体の発展を牽引する役割を果たしていきます。

2．構想の性格

本構想は、宮城・山形両県が共に目指す圏域の将来像を明らかにし、さらにその将来像の実現に向けた取組の方向性と具体策を共有するため、「宮城の将来ビジョン」(平成19年3月策定)と「やまがた総合発展計画」(平成18年3月策定)を踏まえて策定するものです。

3．構想の期間

平成19年度から概ね10年間とします。

4．構想の対象区域

本構想の対象区域は、宮城県及び山形県の全域(以下「圏域」と表記する。)とします。

5．構想の推進方策

本構想を推進するための組織において、両県が連携して取り組む施策・事業を毎年度とりまとめ、着実に推進していきます。

また、本構想の推進にあたっては、宮城・山形両県行政のみならず、地域住民をはじめ、市町村、企業、NPOなど幅広い主体との協働や情報共有を図り、その意見を十分に踏まえながら、多様な主体の参画と相互の連携のもとで施策・事業の展開に取り組めます。